証券コード　6730
平成28年５月23日

株主の皆さまへ

東京都千代田区外神田四丁目14番１号
株式会社アクセル
取締役社長　松　浦　一　教

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送（書面）又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年６月17日（金曜日）午後５時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年６月18日（土曜日）　午前10時（９時20分開場）

２．場　　所　　東京都千代田区飯田橋三丁目10番８号
ホテルメトロポリタンエドモント　２階　悠久の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
（「悠久の間」が満席となった場合は、第２会場をご案内させていただきますのでご了承ください。）

３．株主総会の目的事項

報告事項　　第21期（自平成27年４月１日　至平成28年３月31日）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項
- 第１号議案　剰余金処分の件
- 第２号議案　定款一部変更の件
- 第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
- 第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
- 第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。
◎会場内では照明・空調設定温度の調整などの節電対策を実施する予定です。あらかじめご了承いただくとともに、軽装にてお越しください。当社の役員及び係員は軽装（ネクタイ・上着着用なしを含む）にて対応いたします。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.axell.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
・事業報告の「主要な事業内容」「主要な営業所及び工場」「従業員の状況」「主要な借入先の状況」「その他会社の現況に関する重要な事項」「株式の状況」「会社の新株予約権等に関する事項」「社外役員に関する事項」「会計監査人の状況」「職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「剰余金の配当等の決定に関する方針」「会社の支配に関する基本方針」
・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（http://www.axell.co.jp/）に掲載いたします。
◎本招集ご通知の発送日は平成28年５月23日ですが、早期開示の観点から平成28年５月17日より当社ウェブサイト（http://www.axell.co.jp/）に掲載しております。

【議決権行使の方法について】
⑴郵送（書面）による議決権行使について
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。
⑵インターネットによる議決権行使について
議決権行使ウェブサイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットによる議決権行使に際しては、「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（26頁）をご確認ください。
⑶複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効といたします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効といたします。パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効といたします。

以　上

目次

株主総会参考書類
第１号議案　剰余金処分の件…… 4
第２号議案　定款一部変更の件…… 5
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件…… 13
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件…… 17
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件…… 23
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件…… 25
インターネットによる議決権行使のお手続きについて…… 26
（添付書類）
事業報告
会社の現況…… 27
当事業年度の事業の状況…… 27
直前３事業年度の財産及び損益の状況…… 30
重要な子会社の状況…… 30
対処すべき課題…… 31
会社役員の状況…… 33
取締役及び監査役の状況…… 33
取締役及び監査役の報酬等の総額…… 34
貸借対照表…… 35
損益計算書…… 36
計算書類に係る会計監査報告…… 37
監査役会の監査報告…… 38

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社の株主還元方針は「株主の皆さまへの期間収益の還元」と「機動的な経営を可能にするための内部留保」の適正な水準を勘案し、株主の皆さまへの還元を最大化することです。本方針に基づき利益配当につきましては、当期純利益の50％を配当額とすること（配当性向50％）を原則といたします。配当性向50％で算定した配当額が前年配当額を下回る場合には、適正な内部留保の水準を確保したうえで、従前の配当水準を考慮し配当額を検討することとしております。

この方針のもと、当期の期末配当につきましては、１株につき５円とさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類
　　金銭といたします。

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金５円　　総額55,938,745円
　　なお、中間配当金として５円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株につき10円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成28年６月20日

第２号議案　定款一部変更の件

⑴　提案の理由

①　取締役会の監査・監督機能を強化するとともに、業務執行決定権限の取締役への委任による意思決定及び業務執行の迅速化・効率化を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を目指すため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく存じます。

　これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

②　「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役との間にも責任限定契約を締結することが可能になったことを踏まえ、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第27条の一部を変更し、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と責任限定契約を締結することができる旨を規定するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

③　当社の経営体制に合わせて株主総会及び取締役会の運営について当社取締役の構成に応じた適切な対応を可能とするため、あらかじめ取締役会が定める取締役が株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に当たるよう、現行定款第14条及び第23条を変更するものであります。

④　上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

　なお、本議案における定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

⑵　変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（招集権者及び議長）	（招集権者及び議長）
第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会長又は取締役社長が招集する。取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。	第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役が招集する。当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集する。
2　株主総会においては、取締役会長又は取締役社長のうち、あらかじめ取締役会の決議で定めた取締役が議長となる。取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が議長となる。	2　株主総会においては、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役が議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が議長となる。
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（取締役の員数）	（取締役の員数）
第19条　当会社の取締役は、10名以内とする。	第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、６名以内とする。
	2　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（新設）	
（取締役の選任の方法）	（取締役の選任の方法）
第20条　（新設）	第20条　当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

現行定款	変更案
当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	2　（現行どおり）
2　取締役の選任については、累積投票によらない。	3　（現行どおり）
（取締役の任期）	（取締役の任期）
第21条　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2　任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（新設）	2　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	3　任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新設）	4　補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現行定款	変更案
（役付取締役及び代表取締役） 第22条　取締役会の決議によって、取締役の中から、取締役社長１名を選定し、必要に応じて、取締役会長１名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 ２　代表取締役は、取締役会の決議により選定する。 ３　取締役社長は、取締役会の決議に基づき業務の執行を統括する。	（役付取締役及び代表取締役） 第22条　取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から、取締役社長１名を選定し、必要に応じて、取締役会長１名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 ２　代表取締役は、取締役会の決議により監査等委員でない取締役の中から選定する。 ３　（現行どおり）
（取締役会の招集及び議長） 第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会長又は取締役社長が招集し、その者が議長となる。 ２　取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が議長となる。 （新設） ３　取締役会の招集通知は、会日の３日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 （新設）	（取締役会の招集及び議長） 第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集し、その者が議長となる。 ２　当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が議長となる。 ３　前２項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。 ４　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ５　取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

現行定款	変更案
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第24条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の決議） 第24条　（条文省略）	（取締役会の決議） 第25条　（現行どおり）
（取締役会の決議の省略） 第25条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（取締役の報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。
（社外取締役の責任免除） 第27条　当会社は社外取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第１項各号に定める金額の合計額とする。	（取締役の責任免除） 第28条　当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第１項各号に定める金額の合計額とする。

現行定款	変更案
第５章　監査役及び監査役会	（削除）
（監査役及び監査役会の設置）	（削除）
第28条　当会社は監査役及び監査役会を置く。	
（監査役の員数）	（削除）
第29条　当会社の監査役は、５名以内とする。	
（監査役の選任の方法）	（削除）
第30条　当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	
（監査役の任期）	（削除）
第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	
２　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。	
（常勤監査役）	（削除）
第32条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	
（監査役会の招集及び議長）	（削除）
第33条　監査役会は、監査役会であらかじめ定めた監査役が招集し、その議長になる。	
２　監査役会の招集通知は、会日の３日前に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	

現行定款	変更案
（監査役会の決議） 第34条　監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役の報酬等） 第35条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第36条　当会社は社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第１項各号に定める金額の合計額とする。	（削除）
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	（監査等委員会の設置） 第29条　当会社は監査等委員会を置く。
（新設）	（常勤の監査等委員） 第30条　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	（監査等委員会の招集） 第31条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

現行定款	変更案
（新設）	（監査等委員会規則） 第32条　監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
（新設）	（監査等委員会の決議） 第33条　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第37条	第34条
～　（条文省略）	～　（現行どおり）
第39条	第36条
（会計監査人の報酬等）	（会計監査人の報酬等）
第40条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第37条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計算	第７章　計算
第41条	第38条
～　（条文省略）	～　（現行どおり）
第44条	第41条
（新設）	附則
（新設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、第21期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

（注）上記に記載されていない条項については変更ありません。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役８名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、第２号議案「定款一部変更の件」をご承認いただきますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することとなります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

松浦（まつうら）　一教（かずのり）

再任



生年月日
昭和45年１月25日生
満46歳

所有する当社の株式数
388,800株

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

平成６年４月　新日本製鐵株式会社（現新日鐵住金株式会社）入社
平成10年４月　当社入社
平成16年４月　当社技術グループシニアマネージャー
平成18年６月　当社取締役技術グループアシスタントゼネラルマネージャー
平成22年６月　当社取締役技術グループゼネラルマネージャー
平成24年６月　当社代表取締役社長（現任）

■ 取締役会への出席状況

92%（13回中12回出席）

■ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

松浦一教氏は、他社において豊富な半導体開発の経験を持ち、当社においては開発部門をはじめとして代表取締役社長として事業推進、経営管理に携わっております。その経験と実績をもとに当社の経営を統括することにより、取締役会の意思決定機能の強化及び業務執行の迅速化・効率化を図り、経営環境の変化に的確に対応できる機動的な経営を推進することが期待されるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者といたしました。

候補者番号 2

斉藤（さいとう）　昭宏（あきひろ）

再任



生年月日
昭和41年８月４日生
満49歳

所有する当社の株式数
18,000株

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

平成元年４月	新日本製鐵株式会社（現新日鐵住金株式会社）入社
平成７年５月	日鉄セミコンダクター株式会社出向
平成11年４月	日本ファウンドリー株式会社転籍
平成14年１月	当社入社
平成16年４月	当社営業グループシニアマネージャー
平成18年６月	当社取締役営業グループアシスタントゼネラルマネージャー
平成22年６月	当社取締役営業グループゼネラルマネージャー
平成24年６月	当社代表取締役副社長営業グループゼネラルマネージャー（現任）

■ 取締役会への出席状況

100%（13回中13回出席）

■ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

斉藤昭宏氏は、複数の会社において豊富な半導体営業・事業推進の経験を持ち、当社においては代表取締役副社長として営業・マーケティング部門の経営に携わっております。その経験と実績をもとに当社の経営を統括することにより、取締役会の意思決定機能の強化及び業務執行の迅速化・効率化を図り、経営環境の変化に的確に対応できる機動的な経営を推進することが期待されるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者といたしました。

候補者番号
3

千代（せんだい）　進弘（のぶひろ）

再任



生年月日
昭和27年９月26日生
満63歳

所有する当社の株式数
41,600株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

昭和50年４月　東洋エンジニアリング株式会社入社
平成10年４月　宇宙開発事業団（現独立行政法人宇宙航空研究開発機構）出向
平成12年８月　当社入社　管理グループゼネラルマネージャー
平成14年６月　当社取締役管理グループゼネラルマネージャー（現任）

取締役会への出席状況

100%（13回中13回出席）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

千代進弘氏は、複数の会社等において豊富な管理業務経験を持ち、当社においては管理部門の経営に携わっております。その経験と実績を当社の経営に反映することにより、取締役会の意思決定機能の強化及び業務執行の迅速化・効率化を図り、経営環境の変化に的確に対応できる機動的な経営を推進することが期待されるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者といたしました。

候補者番号 4

蟹江（かにえ）　幸司（こうじ）

再任



生年月日
昭和51年９月30日生
満39歳

所有する当社の株式数
10,000株

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

平成13年４月　当社入社
平成21年１月　当社技術グループシニアマネージャー
平成24年６月　当社取締役技術グループゼネラルマネージャー（現任）

■ 取締役会への出席状況

100％（13回中13回出席）

■ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

蟹江幸司氏は、在学時に当社と共同研究を行っている研究室に所属し、当社入社後は豊富な開発業務経験を重ね、現在は開発部門の経営に携わっております。その経験と実績を当社の経営に反映することにより、取締役会の意思決定機能の強化及び業務執行の迅速化・効率化を図り、経営環境の変化に的確に対応できる機動的な経営を推進することが期待されるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者といたしました。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
　　２．各候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢です。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」をご承認いただきますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することとなります。

つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

吉田（よしだ）　良樹（よしき）

新任　社外　独立



生年月日
昭和12年９月24日生
満78歳

所有する当社の株式数
9,000株

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

昭和37年４月　株式会社ニコン入社
平成７年６月　株式会社アバールデータ
　　常務取締役管理本部長
平成９年６月　同社常勤監査役
平成13年２月　当社常勤監査役（現任）

■ 取締役会への出席状況

100％（13回中13回出席）

■ 監査役会への出席状況

100％（14回中14回出席）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

吉田良樹氏は、複数の会社において管理、事業推進等の豊富な業務経験を持ち、その経験と実績を当社の経営に反映することにより、取締役会の監査・監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号
2

鈴木（すずき）　眞巨（まさお）

再任　社外　独立



生年月日
昭和28年２月９日生
満63歳

所有する当社の株式数
100株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

昭和50年４月　株式会社平和相互銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
昭和56年11月　山一證券株式会社入社
平成５年11月　ゴールドマン・サックス証券株式会社入社投資銀行部門法人部長
平成12年２月　ストラテジック　キャピタルパートナーズ株式会社設立　代表取締役（現任）
平成22年６月　当社取締役（現任）

取締役会への出席状況

100％（13回中13回出席）

監査役会への出席状況

－

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

鈴木眞巨氏は、複数の会社における豊富な業務経験に加え、経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を有しており、その経験と実績を当社の経営に反映することにより、取締役会の監査・監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号
3

三村（みつむら）　勝也（かつや）

新任　社外　独立



生年月日
昭和26年６月18日生
満65歳

所有する当社の株式数
０株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

昭和49年４月　昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所
昭和52年３月　公認会計士登録
昭和57年１月　三村勝也公認会計士税理士事務所開設（現任）
平成20年６月　当社監査役（現任）

取締役会への出席状況

100％（13回中13回出席）

監査役会への出席状況

100％（14回中14回出席）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

三村勝也氏は、長年にわたる公認会計士及び税理士としての財務・会計に関する専門的な知識・経験等を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、取締役会の監査・監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行いただけるものと考えております。

候補者番号
4

五十島（いがしま）　滋夫（しげお）

新任　社外　独立



生年月日
昭和38年12月12日生
満52歳

所有する当社の株式数
0株

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

平成２年10月　中央新光監査法人入所
平成７年８月　公認会計士登録
平成９年１月　株式会社矢野製作所入社
平成15年３月　ヤノエレクトロニクス・タイランド出向
　　代表取締役副社長
平成16年４月　株式会社矢野製作所帰任
平成16年９月　五十島公認会計士事務所代表（現任）
平成17年６月　エム・テー・ケー債権管理回収株式会社監査役
平成20年６月　当社監査役（現任）
　　株式会社イージェーワークス監査役
　　Ｌｕｎａｓｃａｐｅ株式会社監査役
平成23年12月　太洋物産株式会社常勤監査役（現任）
平成24年６月　株式会社新東京グループ監査役（現任）
平成27年10月　株式会社クラスター会計　代表取締役社長（現任）

■ 取締役会への出席状況

100％（13回中13回出席）

■ 監査役会への出席状況

100％（14回中14回出席）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

五十島滋夫氏は、長年にわたる公認会計士及び税理士としての財務・会計に関する専門的な知識・経験等に加え、会社経営に関する知見も有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、取締役会の監査・監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．吉田良樹、鈴木眞巨、三村勝也、五十島滋夫の４氏は社外取締役候補者であります。
３．鈴木眞巨氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。
４．当社は、吉田良樹、鈴木眞巨、三村勝也、五十島滋夫の４氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額であります。なお、４氏が選任された場合、当社は４氏との間で責任限定契約を継続する予定です。
５．当社は、吉田良樹、鈴木眞巨、三村勝也、五十島滋夫の４氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、本総会において４氏が監査等委員である取締役に選任された場合、引き続き４氏を独立役員として届け出る予定です。
６．各候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢です。

（ご参考）
当社は、以下のとおり社外取締役の独立性に関する基準を定めております。

社外取締役の独立性に関する方針として、会社法が定める社外取締役の基準を満たすとともに、以下の要件を満たす者を独立役員として選任いたします。

1．次の事項に該当する場合は『独立役員』とは言えないと判断いたします。

＜取引関係＞

①当社グループの主要な取引先（注1）の業務執行者（注2）

＜主要株主＞

②当社グループの10%以上の議決権を保有している株主又はその業務執行者

③当社グループが10%以上の議決権を保有している者の業務執行者

＜アドバイザー・専門的サービス提供者＞

④当社グループの法定監査を行う監査法人の社員、パートナー又は従業員

⑤当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注3）を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家

＜社外役員の「持ち合い」関連（相互就任）＞

⑥当社グループの業務執行者が他の会社にて社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行者

＜寄付先＞

⑦当社グループから年間1,000万円を超える寄付又は助成を受領している団体の業務執行者

＜近親者＞

⑧上記①から⑦までの、配偶者又は2親等内の親族もしくは同居の親族

＜その他＞

⑨過去3年間において上記①から⑧に該当していた者

2．上記形式要件以外にも実質的な独立性を慎重に考慮するものといたします。

3．独立役員は、上記１に定める要件のいずれかに該当することとなった場合には、直ちに当社に報告するものといたします。

（注）1．「主要な取引先」とは、その直近の年間取引金額が当社の売上高又は相手方の連結売上高の２％を超えるものを意味しております。

2．「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人を意味しております。

3．「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、個人の場合は１事業年度につき1,000万円以上、法人・団体の場合は連結売上高の２％を超えることを意味しております。

以上

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社取締役の報酬等の額は、平成22年６月20日開催の第15期定時株主総会においてご承認いただいた固定報酬枠「年額180百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内。）」と、平成24年６月17日開催の第17期定時株主総会においてご承認いただいた会社業績に連動した業績連動報酬枠「年額100百万円以内（ただし、社外取締役は含まない。）」との合計額として今日に至っております。第２号議案「定款一部変更の件」をご承認いただきますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することとなります。これを契機に取締役の報酬のあり方を見直し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬を、従来どおり固定報酬枠と業績連動報酬枠で構成したうえで、業績連動報酬枠につきましては、事業年度ごとの業績に基づく「短期業績連動報酬」と、中長期的な業績と企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的とした「中長期業績連動報酬」による構成に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたしたく、また、業績連動報酬の支給対象には業務執行しない取締役を含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は８名（うち社外取締役１名）でありますが、第２号議案及び第３号議案を原案どおりご承認いただきますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、４名となります。

今回変更する固定報酬枠及び業績連動報酬枠の算定方法並びに今回の変更を相当とする理由は次のとおりであります。

１．固定報酬枠

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が４名となることから、現行の固定報酬枠である年額180百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内。）を年額100百万円以内といたしたく存じます。また、次のとおり固定報酬減額条項を設けることといたします。

（固定報酬減額条項）＊対象は業務執行取締役のみといたします。

①当期純損失を計上した場合、翌期固定報酬を３ヶ月間５％相当分を減額する

②２期連続で当期純損失を計上した場合、翌期固定報酬を６ヶ月間５％相当分を減額する

③上記固定報酬の減額は最低額とし、状況により取締役会で減額幅拡大の検討を行う

２．業績連動報酬枠（短期業績連動報酬）

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が４名となることから、現行の業績連動報酬枠である年額100百万円以内（ただし、社外取締役は含まない。）を年額65百万円以内（ただし、業務執行しない取締役は含まない。）といたしたく存じます。また、算定方法を次のとおり変更いたしたく存じます。

（算定方法）

業績連動報酬枠は自己資本利益率（ROE）を基準として以下のとおりといたします。

（下線は変更箇所を示しております。）

現行		変更案	
自己資本利益率（ROE）	報酬枠	自己資本利益率（ROE）	報酬枠
4%未満	0	5%未満	0
4%以上8%未満	30百万円	5%以上8%未満	20百万円
8%以上12%未満	60百万円	8%以上12%未満	40百万円
12%以上	100百万円	12%以上	65百万円

また、従来どおり、次のいずれか１つに該当する場合は、上記にかかわらず業績連動報酬は支給いたしません。

① 会社法第453条に規定する株主に対する剰余金の配当を行わないとき
② 当期純利益が前期比で20%以上の減益となる場合
③ ２期以上連続して当期純利益が減益となる場合

３．業績連動報酬枠（中長期業績連動報酬）

直近３事業年度の自己資本利益率（ROE）の平均が10%以上の場合、総額50百万円を支給いたしたく存じます。なお、支給対象は、当該直近３事業年度の全期間に在任する業務執行取締役といたします。

また、次のいずれか１つに該当する場合は、中長期業績連動報酬は支給いたしません。

① 自己資本利益率（ROE）が２期連続して低下している場合
② 直近事業年度の自己資本利益率（ROE）が５%未満である場合

（相当とする理由）
今回の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の改定は、固定報酬枠に減額条項を付加することにより取締役（監査等委員である取締役を除く。）の経営責任の明確化を図るとともに、単年度の業績だけでなく複数年度の業績に基づく報酬制度を導入することで、業績連動報酬の比率を上昇させ（業績連動報酬比率が36％から53％に上昇）、中長期的な業績と企業価値の向上への貢献に対するインセンティブをより一層高めることは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬のあり方として望ましいと考えるためであります。また、当社は自己資本利益率（ROE）を目標とする経営指標と位置づけており、業績連動報酬の算定基準に自己資本利益率（ROE）を利用することが望ましいと考えるためであります。

なお、本議案の効力は、第２号議案の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第２号議案「定款一部変更の件」をご承認いただきますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することとなります。
監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役は、従前監査役が行っていた監査業務を行うことに加え、取締役として取締役会の決議に参加し、他の取締役の職務の執行を監督することとなります。そのため、その職責にふさわしい報酬水準とするため、監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円といたしたく存じます。なお、監査等委員である取締役の報酬は、その職務に鑑み、固定報酬のみといたします。
第２号議案及び第４号議案を原案どおりご承認いただきますと、監査等委員である取締役の員数は、４名となります。
なお、本議案の効力は、第２号議案の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

以　上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．インターネットによる議決権行使について

（1）議決権行使ウェブサイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

（2）議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主さまのご負担となります。

（3）インターネットによる議決権の行使は、平成28年６月17日（金曜日）午後５時まで受け付けいたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．パスワードの取り扱い

（1）株主総会招集の都度、新しい「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

（2）パスワードは議決権を行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120-173-027（受付時間　午前９時～午後９時　通話料無料）

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（自　平成27年 4月 1日
至　平成28年 3月31日）

1．会社の現況

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境に改善がみられるとともに、個人消費も底堅い動きを示すなど、緩やかな景気回復基調が持続いたしました。しかしながら、新興国や資源国をはじめとする海外経済の減速懸念や金融資本市場の変動の影響等、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社の中心的市場であるパチンコ・パチスロ機市場は、一定の稼働が見込める一部の有力機種の販売は堅調に推移しているものの、遊技ホールの新台導入に対する慎重な姿勢は継続しており、総じて低調に推移しております。また、平成27年11月（パチンコ機）及び12月（パチスロ機）に実施された業界団体による自主規制の影響により、当事業年度後半にかけてパチンコ機、パチスロ機の新台販売は減少傾向を示しました。

かかる環境の中で当社は、主力製品であるパチンコ・パチスロ機市場向けグラフィックスLSI（サウンド機能等を統合した製品を含む）（注１）を中心に各種製品の販売活動に注力いたしました。さらにはパチンコ・パチスロ機市場以外に対する取り組みとして、組み込み機器市場（注2）に向けたグラフィックスLSIの採用拡大を図るとともに、デジタル簡易無線市場に向けた各種製品（注3）及びパソコン・スマートフォンのブラウザで再生可能なソフトウェアムービーコーデック「H2MD」等のソフトウェアIP製品の営業活動にも注力いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は8,982百万円、営業利益は244百万円、経常利益は220百万円、当期純利益は113百万円となりました。

（注１）「グラフィックスLSI」とは、液晶表示装置等に表示を行うためのLSIを意味しております。

（注２）「組み込み機器市場」とは、パチンコ・パチスロ機以外の組み込み機器の製造に係る市場として使用しております。組み込み機器とはコンピュータが内部に組み込まれており、そのコンピュータに特定のアプリケーションに特化した処理を行わせる電子装置を意味しております。医療機器や自動販売機、生活家電など多種多岐にわたる機器が組み込み機器に該当いたします。

（注３）デジタル簡易無線市場向け製品に関しましては、ニューゾーンブランドとして各種製品を開発、販売しておりましたが、将来の成長可能性等を慎重に検討した結果、当事業年度において同製品の取り扱いを終了することといたしました。

(1) パチンコ・パチスロ機市場向けLSI

当社は、パチンコ・パチスロ機市場に向けてグラフィックスLSI（機能統合化製品を含む）、LEDドライバLSI（注１）、メモリモジュール（注２）製品等を販売しており、グラフィックスLSIが中核製品となっております。グラフィックスLSIの売上高は、当事業年度において総売上高の約80％を占めております。

当事業年度における同市場向け製品に関しましては、業界団体による自主規制の影響に加え、主要顧客の販売動向等も影響し、前期比1,964百万円減（18.3％減）となる8,743百万円の売上高となりました。なお、1,964百万円の減収のうち、約35％がグラフィックスLSI、残りの約65％がその他製品の減収によるものです。主力製品であるグラフィックスLSIは、従来製品から高付加価値化を図った新製品への移行は順調に進展しましたが、販売個数では前期の126万個に対し108万個にとどまりました。

（注１）「LEDドライバLSI」とは、パチンコ・パチスロ機に搭載されるLEDを効率的に制御するためのLSIを意味しております。

（注２）「メモリモジュール」とは、パチンコ・パチスロ機の画像表示用基板に搭載される画像データを保持しておく部分の仕組みを意味しております。

(2) 組み込み機器市場向けLSI

当社は、医療機器や産業用機器等の組み込み機器市場に向けてグラフィックスLSIを販売しております。現在の製品構成は、PC系の仕組みを搭載した各種機器に対応したグラフィックスLSI「AG10」と比較的安価なCPUを搭載した一般的な組み込み機器において高解像度グラフィックスを実現する「AG9」シリーズになっております。当事業年度における同市場向けグラフィックスLSIに関しましては、当社製品採用メーカー各社の需要動向により、前期比18.9％減となる146百万円の売上高となりました。なお、当事業年度におきまして「AG9」シリーズの最新製品「AG903」の試作品が完成いたしました。

(3) その他

当社では、前記LSI製品以外に顧客の開発を支援する開発評価基板やソフトウェアに加え、「H2MD」等のソフトウェアIP製品等も開発、販売しております。これら顧客開発支援環境やソフトウェアIP製品等、さらには当事業年度で取り扱いを終了したニューゾーンブランド製品に係る売上高は、前期比49.7％減となる92百万円となりました。

（製品区分別受注・売上の状況）

（単位：百万円）

製品区分別	当事業年度 期首受注残高	当事業年度 受注高	当事業年度 売上高	当事業年度 期末受注残高
パチンコ・パチスロ機市場	4,229	6,382	8,743	1,868
組み込み機器市場	36	138	146	27
その他	0	92	92	0
合計	4,266	6,613	8,982	1,896

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は190百万円であります。

その主な内訳は、設計開発用機材等として94百万円、管理用機材等として30百万円、設計開発用ソフトウェア等として15百万円及び本社執務スペースの改装費用として49百万円となっております。

③ 資金調達の状況

当事業年度における設備投資等は、すべて自己資金で賄っております。

④ 事業の譲渡、吸収合併又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

（2）直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第18期 (平成25年３月期)	第19期 (平成26年３月期)	第20期 (平成27年３月期)	第21期 (当事業年度) (平成28年３月期)
受　　注　　高（百万円）	15,021	11,859	12,264	6,613
売　　上　　高（百万円）	16,717	11,035	11,073	8,982
経　常　利　益（百万円）	3,340	2,070	1,659	220
当　期　純　利　益（百万円）	1,944	1,045	1,115	113
１株当たり当期純利益　（円）	156.80	84.26	89.91	9.85
総　　資　　産（百万円）	15,737	14,002	14,562	12,156
純　　資　　産（百万円）	13,233	13,130	13,556	11,256
１株当たり純資産額　（円）	1,067.05	1,058.75	1,093.10	1,006.14

（注）第20期より事業報告を単体ベースで作成しておりますので、上記の推移につきましても単体ベースの４期分を記載しております。

（3）重要な子会社の状況

該当事項はありません。

（4）対処すべき課題

当社では持続的な成長のため、以下の課題に取り組んでまいります。

① パチンコ・パチスロ機市場に対する取り組みについて

パチンコ・パチスロ機市場は当社の主力市場であり、同市場での安定収益の確保と持続的な成長を可能にするビジネスモデルの構築は当社の重要な課題であると認識しております。

同市場におきましては、市場の漸減傾向に加え、パチンコ・パチスロ機構成部材のリユース（再利用）による需要縮小の影響を受けるなど、厳しい市場環境が続いております。しかしながら同市場は、当社製品をはじめとする電子部品の需要が旺盛な巨大な市場であることに加え、当社において事業化が可能な未参入領域も多く残されており、今後も当社事業の中核をなす市場であると考えております。

同市場に向けましては、引き続き主力製品であるグラフィックスLSIの高機能化を図るとともに、同製品を中核としたシステムビジネスへの展開、さらには同市場内における新たな領域への製品開発など製品の多様化を図ってまいります。また、顧客の開発負荷を軽減する開発支援環境の整備向上を図り、顧客とより密着した付加価値の高いソリューションを提供してまいりたいと考えております。このような施策を有機的に展開し、厳しい市場環境においても安定収益の確保と中長期的な成長を実現してまいりたいと考えております。

② 事業の多角化に対する取り組みについて

現在当社売上高の95%超がパチンコ・パチスロ機向けの製品で構成されており、パチンコ・パチスロ機市場の動向は当社業績の大きな変動要素となっております。今後当社が持続可能な利益成長を実現していくためには、主力市場である同市場での着実な収益の確保に加えて、これまで培ってきた技術・ノウハウを有効活用し、収益性・成長性の見込める新たな事業に参入していくことも重要な課題であると認識しております。

現在、同市場以外に向けた取り組みとして、医療機器や産業用機器等の組み込み機器に向けたグラフィックスLSIに加え、「H2MD」等のソフトウェアIP製品の販売拡大にも取り組んでおります。今後もM&Aやアライアンス等も含めて、新たな事業領域への参入の可能性を積極的に模索してまいりたいと考えております。

③ 知的財産権の取得及び他社の知的財産権の侵害リスクを排斥するための取り組みについて

当社は、開発した各種技術に係る知的財産権の円滑な取得態勢の整備が重要な課題であると認識しております。また、当社の事業規模の拡大に応じて、

他社の知的財産権の侵害リスクが高まるとの認識の下、他社の権利を侵害しないための対応整備が重要な課題になると捉えております。以上の課題に対し当社では、社長直轄の知的財産権全般にわたる担当部署を設置するとともに弁理士との緊密な関係構築や知的財産権に関する社内セミナーの開催といった取り組みを継続的に実施しております。今後におきましても、研究開発担当者、知的財産権を統括する部署及び弁理士との連携強化を進め、さらなる実効性の向上に努めてまいりたいと考えております。

④　コーポレート・ガバナンスの充実について

当社は、継続的な企業価値向上及び持続可能な成長を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの充実が重要であると考えております。

当社では企業理念において「全ての利害関係者を配慮したガバナンス体制を確立する」旨を明記するなど、経営上の重要な指針としてコーポレート・ガバナンスを位置づけております。当社は企業理念に従い全てのステークホルダーに配慮しつつ、当社の業態、事業規模等に見合ったコーポレート・ガバナンス体制を適宜構築していくことが重要な課題であると考えております。

«コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方»

当社はコーポレート・ガバナンスを経営上の重要な課題と位置づけており、企業理念において「全ての利害関係者を配慮したガバナンス体制を確立する」旨を明記するとともに、「株式会社アクセル行動規範」を定め、これを経営上の重要な指針のひとつとして位置づけております。当社ではコーポレート・ガバナンスの充実を図り、企業組織として社会的倫理観をもって事業活動を行うとともに、経営の健全性、透明性、効率性を高めることにより、企業価値の向上と持続可能な成長を目指しております。

以下の項目につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.axell.co.jp/）に掲載しております。

1．会社の現況
（5）主要な事業内容
（6）主要な営業所及び工場
（7）従業員の状況
（8）主要な借入先の状況
（9）その他会社の現況に関する重要な事項
2．株式の状況
3．会社の新株予約権等に関する事項

4．会社役員の状況

（1）取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	佐々木　譲	
取締役副会長	市原澄彦	
※　取締役社長	松浦一教	
※　取締役副社長	斉藤昭宏	営業グループゼネラルマネージャー
取締役	柴田高幸	
取締役	千代進弘	管理グループゼネラルマネージャー
取締役	蟹江幸司	技術グループゼネラルマネージャー
取締役	鈴木眞巨	ストラテジック キャピタル パートナーズ株式会社　代表取締役
常勤監査役	吉田良樹	
監査役	三村勝也	公認会計士・税理士
監査役	五十島滋夫	公認会計士・税理士 株式会社クラスター会計　代表取締役 太洋物産株式会社　社外監査役(常勤) 株式会社新東京グループ　社外監査役

（注）１．※印は代表取締役であります。
２．取締役鈴木眞巨氏は、社外取締役であります。
３．常勤監査役吉田良樹氏、監査役三村勝也氏及び監査役五十島滋夫氏は、社外監査役であります。
４．常勤監査役吉田良樹氏、監査役三村勝也氏及び監査役五十島滋夫氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
①常勤監査役吉田良樹氏は、平成７年６月から株式会社アバールデータの常務取締役管理本部長を務め、平成９年６月からは同社の常勤監査役に就任しており、通算６年にわたり決算手続き並びに財務諸表等の作成及び監査等に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
②監査役三村勝也氏は、長年にわたる公認会計士及び税理士としての財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
③監査役五十島滋夫氏は、長年にわたる公認会計士及び税理士としての経験及び事業会社の経営に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．取締役鈴木眞巨氏、常勤監査役吉田良樹氏、監査役三村勝也氏及び監査役五十島滋夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

（2）取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	報 酬 等 の 総 額
取　締　役 （うち社外取締役）	8名 （1名）	166百万円 （6百万円）
監　査　役 （うち社外監査役）	3名 （3名）	19百万円 （19百万円）
合　　計	11名	185百万円

（注）1．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、平成22年６月20日開催の第15期定時株主総会において、固定報酬枠として年額180百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内、また使用人分給与は含まない。）と、平成24年６月17日開催の第17期定時株主総会において、会社業績に連動した業績連動報酬枠として年額100百万円以内（ただし、社外取締役は含まない。）の合計額と決議いただいております。なお、非連結決算への移行に伴い、業績連動報酬枠の算定基準の「連結自己資本利益率(ROE)」を「自己資本利益率(ROE)」と読み替えて適用しております。
3．監査役の報酬限度額は、平成８年１月30日開催の創立総会において年額20百万円以内と決議いただいております。

以下の項目につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.axell.co.jp/）に掲載しております。

4．会社役員の状況
（3）社外役員に関する事項
5．会計監査人の状況
6．職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
7．剰余金の配当等の決定に関する方針
8．会社の支配に関する基本方針

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	11,061	流動負債	843
現金及び預金	8,063	買掛金	681
売掛金	465	リース債務	1
商品及び製品	2,000	未払金	129
原材料及び貯蔵品	0	未払費用	9
前渡金	300	預り金	19
前払費用	107	繰延税金負債	0
未収還付法人税等	35	固定負債	56
未収消費税等	87	リース債務	0
固定資産	1,095	資産除去債務	34
有形固定資産	336	その他	22
建物	113	負債合計	900
工具、器具及び備品	220	（純資産の部）	
リース資産	1	株主資本	11,217
無形固定資産	31	資本金	1,018
特許権	1	資本剰余金	861
商標権	0	資本準備金	861
ソフトウェア	29	利益剰余金	9,336
投資その他の資産	726	利益準備金	1
投資有価証券	350	その他利益剰余金	9,335
長期前払費用	37	別途積立金	8,200
敷金及び保証金	92	繰越利益剰余金	1,135
繰延税金資産	225	評価・換算差額等	39
その他	20	その他有価証券評価差額金	39
資産合計	12,156	純資産合計	11,256
		負債・純資産合計	12,156

損　益　計　算　書

（自　平成27年 4月 1日
至　平成28年 3月31日）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
売　　上　　高		8,982
売　　上　　原　　価		4,880
売　　上　　総　　利　　益		4,101
販売費及び一般管理費		3,857
営　　業　　利　　益		244
営　　業　　外　　収　　益		
受　　取　　利　　息	0	
有　　価　　証　　券　　利　　息	0	
受　　取　　配　　当　　金	2	
生　　命　　保　　険　　配　　当　　金	1	
そ　　の　　他	0	5
営　　業　　外　　費　　用		
為　　替　　差　　損	3	
自　己　株　式　取　得　費　用	10	
固　　定　　資　　産　　除　　却　　損	3	
投　資　事　業　組　合　運　用　損	11	
そ　　の　　他	0	29
経　　常　　利　　益		220
特　　別　　損　　失		
事　　業　　整　　理　　損	41	41
税　引　前　当　期　純　利　益		178
法　人　税　、　住　民　税　及　び　事　業　税	98	
法　　人　　税　　等　　調　　整　　額	△33	65
当　　期　　純　　利　　益		113

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年４月25日

株 式 会 社 ア ク セ ル
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鹿　島　かおる　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　横　内　龍　也　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アクセルの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けました。

各監査役は、監査役会が定める監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、内部監査部門及びその他の使用人から職務の実施状況の報告を受け、重要な決裁書類を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項（改正会社法第362条第４－６）に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築、運用、見直しの状況について、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、内部統制強化のため、企業統治コードが平成27年６月に制定され、上場企業を対象にスタートしましたが、監査役会としてもこれら規約を念頭に監査役監査の実効性確保に努めました。

また、金融商品取引法に基づく、財務報告内部統制についても、監査役の立場で検証を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、これらに基づき当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書について検討いたしました。

なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保する体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備されている旨の通知を受けました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
さらに、財務報告内部統制についても特に監査役の立場で付け加えることはありません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年４月25日

株式会社アクセル　監査役会

監査役（常勤）　吉田良樹 ㊞

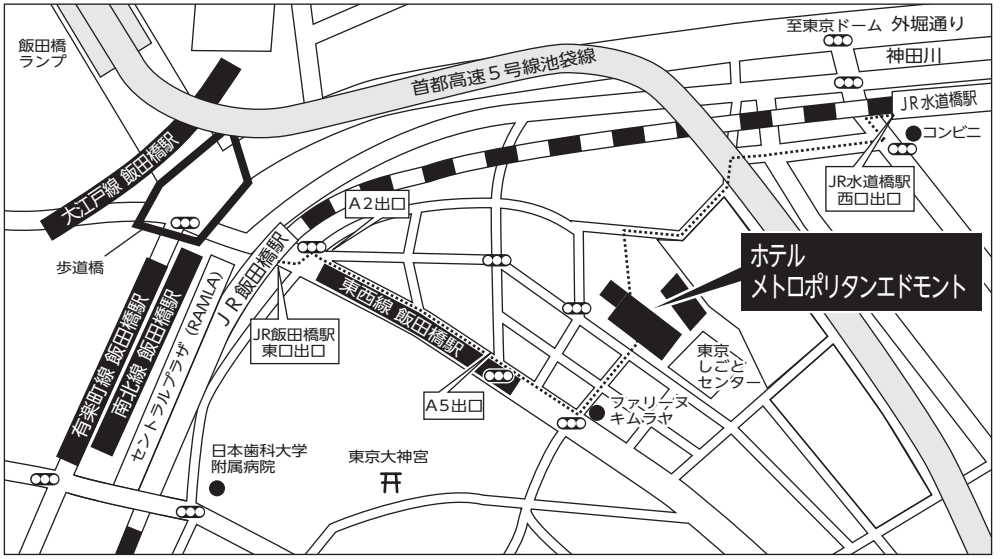
監査役　三村勝也 ㊞

監査役　五十島滋夫 ㊞

（注）監査役三名は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図



会　　場：東京都千代田区飯田橋三丁目10番８号
　　ホテルメトロポリタンエドモント　２階　悠久の間
　　ＴＥＬ　０３－３２３７－１１１１
最 寄 駅：・ＪＲ飯田橋駅東口より徒歩約５分
　　・地下鉄有楽町線／南北線／大江戸線　飯田橋駅Ａ２出口より徒歩約５分
　　・地下鉄東西線　飯田橋駅Ａ５出口より徒歩約２分
　　・ＪＲ水道橋駅西口より徒歩約５分

●同封の「株主総会会場ご案内図　補足資料」も併せてご参照ください。
●会場周辺には有料駐車場もございますが、数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080

UD FONT
ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、
より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

第21期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

株式会社 アクセル

目次

事業報告

会社の現況…… 1
主要な事業内容…… 1
主要な営業所及び工場…… 1
従業員の状況…… 1
主要な借入先の状況…… 1
その他会社の現況に関する重要な事項…… 1
株式の状況…… 2
会社の新株予約権等に関する事項…… 2
会社役員の状況…… 3
社外役員に関する事項…… 3
会計監査人の状況…… 4
職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況…… 5
剰余金の配当等の決定に関する方針…… 10
会社の支配に関する基本方針…… 10

計算書類

株主資本等変動計算書…… 11
個別注記表…… 12

上記の事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.axell.co.jp/）に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

1．会社の現況

（5）主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社は、各種LSI製品、基板製品及び電子機器の開発、販売を主たる業務としております。

（6）主要な営業所及び工場（平成28年３月31日現在）

名称	所在地
本　　社	東京都千代田区外神田四丁目14番１号

（7）従業員の状況（平成28年３月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
84（31）名	2名増（5名増）	41.4歳	8.0年

（注）従業員数は就業人員であり、派遣社員等は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（8）主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

（9）その他会社の現況に関する重要な事項

CSR活動について

当社は、企業の社会性を認識し社会貢献活動を重要な責務として捉え、企業体力に見合った規模で各種CSR（注）活動を実施しております。当事業年度におきましては、独立行政法人環境再生保全機構地球環境基金、公益財団法人日本心臓財団、公益財団法人がん研究会への寄付金に加え、日本赤十字社を通じた災害義援金等の拠出を実施しております。

また、組み込み技術者の育成を目的として、筑波大学において大学生に向けた教育プログラムを実施しております。本教育プログラムは、当社の寄付によって運営され、当社のエンジニアも講師として派遣されております。本プログラムでは、将来のわが国を担う技術者の育成、ひいては日本が世界に誇る組み込み技術の発展に貢献してまいりたいと考えております。

平成28年３月期における災害義援金等の拠出先

・2015年ネパール地震救援金
・平成27年台風18号等大雨災害義援金

（注）CSRとは、Corporate Social Responsibilityの略であり、持続可能な社会形成を目的として、企業が経済活動に加えて社会や環境などの要素に向けても責任ある活動をすべきであるという概念であります。

2．株式の状況（平成28年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　23,112,000 株

（2）発行済株式の総数　11,187,749 株

（3）株主数　5,486 名

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
佐々木譲	1,243,200株	11.11%
緑屋電気株式会社	849,000	7.58
BBH FOR FIDELITY LOW－PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	831,400	7.43
市原澄彦	595,800	5.32
柴田高幸	594,800	5.31
松浦一教	388,800	3.47
奥村龍昭	369,000	3.29
森屋和喜	335,600	2.99
株式会社アバールデータ	260,000	2.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	182,200	1.62

（注）自己株式は保有しておりません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権等の状況
該当事項はありません。

（2）当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4．会社役員の状況

（3）社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	鈴木眞巨	ストラテジック キャピタル パートナーズ株式会社	代表取締役
監査役	五十島滋夫	株式会社クラスター会計	代表取締役

（注）当社と上記の会社との間に重要な取引関係はありません。

② 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
監査役	五十島滋夫	太洋物産株式会社 株式会社新東京グループ	社外監査役(常勤) 社外監査役

（注）当社と上記の会社との間に重要な取引関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	鈴木眞巨	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、経営全般の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役	吉田良樹	当事業年度開催の取締役会13回及び監査役会14回のすべてに出席し、経営全般の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	三村勝也	当事業年度開催の取締役会13回及び監査役会14回のすべてに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	五十島滋夫	当事業年度開催の取締役会13回及び監査役会14回のすべてに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

（注）書面決議による取締役会の回数は除いております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額としております。

5．会計監査人の状況

（1）名称　　新日本有限責任監査法人

（2）報酬等の額

	支　払　額
公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	20百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

（注）１.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２.当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について適正であると判断し、同意しております。

（3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（5）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

（6）会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分に関する事項

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止３ヵ月（平成28年１月１日から同年３月31日まで）の処分を受けました。

6．職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（1）当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

①当社取締役及び使用人は、当社が定める企業理念及び行動規範に則り、法令及び定款等の遵守はもとより、企業の社会的存在意義を踏まえた社会から求められる価値観、倫理観を堅持する。

②当社は、代表取締役社長直属の組織として内部管理担当を設け、当該組織の長を内部監査実施者に選定する。この社内組織化された内部監査実施者は、業務執行組織から独立した視点で、取締役及び使用人の法令及び定款等に係る遵守状況についての監査を実施する。

③取締役会は、法令、定款及び取締役会規程の定めるところにより、法定事項並びに業務執行に係る各種事項を適宜適切に決定又は承認し、取締役会を構成する各取締役は、互いの職務執行状況を監視する。また、独立性の高い社外取締役を選任する。

④当社は、法令違反その他コンプライアンスに係る発生事実についての通報窓口を社内に設けるとともに、社外の弁護士を直接の情報受領者とする外部通報窓口を設置する。

⑤当社は、「内部者取引管理規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、適宜適切な情報開示に努め、インサイダー取引を防止する体制を整備する。

⑥当社は、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、行動規範において「反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、利益供与は一切行わない」旨を定め、また、所轄警察署、弁護士等の外部専門機関との協力体制を維持強化している。

（2）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（会社法施行規則第100条第1項第1号）

①取締役の職務の執行に係る以下の情報の保存及び管理は、関係法令及び関連する社内規程等に従い、適切な保存を行うとともに、必要に応じて閲覧可能な状態での管理を行う。

イ．株主総会議事録・取締役会議事録及び関係資料

ロ．取締役及び重要な使用人が主催する重要な会議の議事録及び関係資料

ハ．稟議書及び附属書類等、取締役の職務の執行に係る重要な文書

②上記以外の重要書類の保存及び管理については、関係法令等に従い、所管部署ごとに適切に保存及び管理する。
③取締役の職務の執行に係る情報及びその他の重要情報の保存を電磁的方法により行う場合のバックアップ体制を構築する。また、構築したバックアップ体制の強化を継続的に実施する。

（3）当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法施行規則第100条第1項第2号）
①危機管理規程を制定し、損失の危険を回避するための諸施策を講じる。また、損失の危険が現実化した場合、迅速かつ適切な対応を行う。
②事業の遂行に伴い発生する可能性のあるリスクは、当社を構成するチーム及び担当ごとに継続的な考察を実施し、その結果をGM会議（注）及び取締役会に報告する。
③企業活動の継続性（Business Continuity Plan）の観点から、大規模災害時等における全社的な対応の可能性を検討する。
（注）GM会議とは、社長、業務執行取締役、グループ長、グループ内チーム長による定例会議であります。

（4）当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第1項第3号）
①当社は、取締役の業務執行の効率化を実現するため、職制、組織、業務分掌、職務権限等を定めた各種規程を定める。
②当社は、原則としてすべての取締役及び社外監査役が出席する定例取締役会を毎月１回開催し、取締役の職務執行状況報告を行う。
③取締役会は、代表取締役、社長及び役付役員を選定することで各取締役の職責を明確にする。また、主要事業部門を統括する役員を選定し、業務執行に係る責任の明確化を図る。
④当社は、経営上の重要事実に係る各種情報の共有を目的として、GM会議に関してもすべての取締役が出席することを原則とするとともに、稟議書につき社内取締役の承認回覧及び社外取締役の閲覧を実施するものとする。
⑤当社は、代表取締役社長の指示の下、毎期首において取締役会の承認を経た中期経営計画を策定し、職務執行の指針とする。

（5）当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第5号）

現在、子会社に該当するものは存在しないが、将来において子会社等を設置する場合には、子会社管理規程に基づき、必要な体制等を整備する。

（6）当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

（会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号、第3号）

①当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、監査役補助者として適切なものを任命することとする。

②当社は、監査役補助者の独立性を担保するため、その任命、解任等独立性に係る各種案件につき、監査役会と協議の上、決定するものとする。

（7）当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

（会社法施行規則第100条第3項第4号イ）

①監査役は、取締役や使用人から以下の事項につき報告を受けるものとする。

イ．定期的に報告を受ける事項

・経営・事業及び財務の状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況

ロ．臨時に報告を受ける事項

・経営に係る重要な発生事実

・取締役の職務執行に係る不正行為、法令・定款に違反する重要な発生事実

②監査役は、上記の情報を適切に入手するため、取締役会に出席する。また、常勤監査役は、経営上重要性の高い社内会議に出席するとともに、稟議書等の重要書類の閲覧を実施する。

③内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な場合は速やかに監査役に報告する。

（8）前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（会社法施行規則第100条第3項第5号）

前号の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないよう「内部通報に関する規程」に基づき、当該報告者を適切に保護する。

（9）当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

（会社法施行規則第100条第3項第6号）

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払い又は債務の処理等の請求をしたときは、「株式会社アクセル監査役監査基準」に基づき、速やかに当該費用又は債務を処理する。なお監査役は、当該費用の支出に当っては、その効率性及び適正性に留意するものとする。

（10）その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（会社法施行規則第100条第3項第7号）

①取締役は、取締役及び使用人に対する監査役監査の重要性を認識し、監査役監査の環境を整備するよう努める。

②当社は、監査役と代表取締役との定期的な会合の開催、業務執行取締役との会合の開催、使用人等からの面談機会の設定、会計監査人との定期的な意見交換機会などを設け、監査役が必要とする情報収集を行える体制を確保する。

（11）財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の基本方針及び各種規程を定め、全社的な内部統制及び個別業務プロセスの統制システムを整備し、これを運用する。また、その仕組みの有効性の評価を行い、継続的な改善を実施する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の職務執行の体制について

定例取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、定款や法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行いました。また、GM会議を月1回以上開催し、業務執行の背景となる重要事項及び具体的対応策について審議を行いました。

②コンプライアンス体制について

コンプライアンス意識の醸成に努めるために、顧問弁護士や社外講師を招いての実態に即したコンプライアンス教育を実施しました。また、内部通報窓口も設け適切な対応が行える体制を実施しております。

内部監査につきましては、各組織単位（グループ）を対象に業務遂行状況、コンプライアンスの状況、リスク管理状況等について定期的に監査を実施しております。また、情報セキュリティに関しては、情報セキュリティ委員会による社内教育や情報監査等を実施し、情報セキュリティ対策の実効性の確保と維持向上に努めております。

③リスク管理体制について

定例取締役会において、各グループよりリスクに係る月次報告を実施し、リスクの特定及び対応策の策定・定期的な見直しを行い、リスクの低減とその未然防止を実施しております。また、災害を想定した事業継続計画を策定し、その有効性につき適宜見直しを実施しております。さらに、定期的に取引先のチェックを行い、反社会的勢力との取引を排除する取組みを実施しております。

④監査役の監査体制について

監査役会を月1回開催し、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の確認を行うとともに、常勤監査役は取締役会やGM会議などの重要な会議に出席し、監査役会等を通じて社外監査役との情報共有を行いました。

監査役は、内部監査部門及び会計監査人との定期的な連絡会を設け、情報交換及び意見交換を行い、監査を実施しました。また、社外取締役と監査役は、定期的に情報共有や意見交換を行いました。

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の株主還元方針は「株主の皆さまへの期間収益の還元」と「機動的な経営を可能にするための内部留保」の適正な水準を勘案し、株主の皆さまへの還元を最大化することです。本方針に基づき利益配当につきましては、当期純利益の50％を配当額とすること（配当性向50％）を原則としております。配当性向50％で算定した配当額が前年配当額を下回る場合には、適正な内部留保を確保したうえで、従前の配当水準を考慮し配当額を検討いたします。

なお、当社では事業規模に応じた適正な水準として、販売費及び一般管理費の３年分を目処に内部留保することとしておりますが、企業価値向上の観点から資本効率等を意識した経営を行うことも重要視しており、両者のバランスを十分に斟酌した資本政策を実施することとしております。また、内部留保資金につきましては、中長期的な成長戦略に基づき、主に研究開発や新たな事業展開への必要資金として活用し、継続的な企業価値向上に努めております。

8．会社の支配に関する基本方針

当社では会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めておりませんが、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する者であると同時に、当社の企業価値の源泉を理解し様々なステークホルダーとの間で円滑な関係を構築できる者が望ましいと考えております。

現時点におきまして「敵対的買収防衛策」を導入する計画はありませんが、株主の皆さまから負託された当然の責務として、企業価値及び株主共同の利益に資さない買収者に備えた適切な対応も必要であると考えております。「敵対的買収防衛策」につきましては、大株主の異動状況や社会的な動向も見極めつつ、弾力的な検討を進めてまいりたいと考えております。

株主資本等変動計算書

（自　平成27年 4月 1日
至　平成28年 3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,018	861	861	1	10,200	1,449	11,650	△0	13,531
当期変動額									
剰余金の配当						△428	△428		△428
別途積立金の積立					△2,000	2,000	－		－
当期純利益						113	113		113
自己株式の取得								△2,000	△2,000
自己株式の消却						△2,000	△2,000	2,000	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	△2,000	△314	△2,314	0	△2,314
当期末残高	1,018	861	861	1	8,200	1,135	9,336	－	11,217

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	25	25	13,556
当期変動額			
剰余金の配当			△428
別途積立金の積立			－
当期純利益			113
自己株式の取得			△2,000
自己株式の消却			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13	13	13
当期変動額合計	13	13	△2,300
当期末残高	39	39	11,256

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

・その他有価証券

時価のあるもの　事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。
なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②　たな卸資産

・製品　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品　最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）　定率法（ただし、建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　３～15年
工具、器具及び備品　２～20年

②　無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（３～５年）による定額法を採用しております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において、区分掲記しておりました「未払配当金除斥益」（当事業年度は０百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

3．貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額　975百万円

4．損益計算書に関する注記

⑴ 研究開発費の総額　2,807百万円

⑵ 事業整理損

ニューゾーンブランドの事業終了に伴うたな卸廃棄損であります。

5．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	12,402,252株	－	1,214,503株	11,187,749株

（注）発行済株式の総数の減少は、自己株式の消却を実施したことによる1,214,503株の減少であります。

⑵ 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	54株	1,214,449株	1,214,503株	－

（注）自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による1,214,400株及び単元未満株式の買取りによる49株の増加であります。
また、自己株式の数の減少は、自己株式の消却を実施したことによる1,214,503株の減少であります。

⑶ 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月21日定時株主総会	普通株式	372	30	平成27年3月31日	平成27年6月22日
平成27年10月23日取締役会	普通株式	55	5	平成27年9月30日	平成27年11月19日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月18日定時株主総会	普通株式	55	利益剰余金	5	平成28年3月31日	平成28年6月20日

⑷ 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、主にLSI製品の研究開発及び販売事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金（銀行預金等）を保有しております。また、現在保有する資金を超える資金が必要と判断された場合には、都度の状況等を勘案し、資金調達を実施する方針としております。

保有する銀行預金等の金融資産のうち、一時的な余資につきましては安全性の高い金融資産で運用することにより金融資産の活用と保全の両立を図っております。また、デリバティブ取引は為替変動リスクを回避する目的で利用しリスクを伴う投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、月末締め翌月精算を基本としており、可能な限り短期間での精算とすることでリスクの低減を図っております。

有価証券は、保有する銀行預金等のうち、一時的な余資と判断された資金で購入する国庫短期証券で構成されるものとし、概ね国庫短期証券と同程度のリスクを超える金融商品は保有しない方針であります。

投資有価証券は、取引先企業との連携を確認する目的で保有する株式及び投資事業有限責任組合への出資であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、営業債権である売掛金と同様に月末締め翌月精算を基本としており、概ね1ヵ月で精算することとしております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権の管理に関して債権管理規程を規定し、当該規程に従った管理を行っております。新規の取引先については、取引開始時における信用調査を管理グループが担当しております。また、継続取引における取引先に向けた債権については、営業グループが当該取引先の財政状態及び当該取引先との取引に係る債権の期日、残高等を確認しており、管理グループによる定期的な確認と併せた管理を行っております。

当社では、主に上記の管理を実施することにより、営業債権の回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券を構成する債権は、すべて安全性の高い国庫短期証券で構成するため、信用リスクは僅少であります。

当事業年度の決算日現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

・市場リスクの管理

当社は、取引先企業との連携を確認する目的で証券取引所市場に上場している企業の株式を保有しており、また、投資事業有限責任組合への出資を投資有価証券として貸借対照表に計上しております。当該投資有価証券につきましては、定期的にその時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との連携状況等を勘案しながら継続的な見直しを実施しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社では、当月における資金決済状況と残高推移及び翌月における資金決済予定の見通しと予定残高推移見通しの確認を実施し、資金決済に関する安全性に配慮した運用を実施することで流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定におきましては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤　信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち、86％が大口顧客２社に対するものであります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額（百万円）	時価　（百万円）	差額　（百万円）
①現金及び預金	8,063	8,063	－
②売掛金	465	465	－
③未収還付法人税等	35	35	－
④投資有価証券			
その他有価証券	116	116	－
資産計	8,681	8,681	－
①買掛金	681	681	－
負債計	681	681	－

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

① 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 売掛金

売掛金は、概ね1ヵ月の期間で決済されており、信用リスク管理も実施している点に鑑み、その時価は帳簿価額と近似すると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

③ 未収還付法人税等

未収還付法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似すると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

投資有価証券のその他有価証券は、貸借対照表計上額を超える株式のみで構成されており、時価につきましては、株式等の取引所における価格によっております。また、当事業年度中に売却した投資有価証券はありません。

負債

① 買掛金

買掛金は、概ね1ヵ月の期間で決済されており、資金状態等に鑑みた時価は帳簿価額と近似すると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合への出資	233百万円

投資事業有限責任組合については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるものであるため「④投資有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内（百万円）	1年超5年以内（百万円）	5年超10年以内（百万円）	10年超（百万円）
現金及び預金	8,062	－	－	－
売掛金	465	－	－	－
合計	8,528	－	－	－

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産	
減価償却費損金算入超過額	88百万円
一括償却資産損金算入超過額	3百万円
資産除去債務	10百万円
税務上の繰延資産	149百万円
その他	1百万円
繰延税金資産合計	253百万円
繰延税金負債	
未収還付事業税	△2百万円
その他有価証券評価差額金	△17百万円
資産除去債務	△8百万円
繰延税金負債合計	△28百万円
繰延税金資産の純額	225百万円

なお、繰延税金資産から評価性引当額5百万円を控除しております。

8．資産除去債務に関する注記

⑴ 当該資産除去債務の概要

本社オフィスの建物賃貸借契約に伴う、原状回復義務であります。

⑵ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を42.75年～50年と見積り、割引率は1.820％～2.301％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

⑶ 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	33百万円
時の経過による調整額	0百万円
期末残高	34百万円

9．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額	1,006円14銭
⑵　１株当たり当期純利益	9円85銭

11．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。